

阿 監 第 6 4 号
令和 5 年 9 月 1 日

阿久根市長 西 平 良 将 様

阿久根市監査委員 花 田 清 治
同 山 田 勝

令和 4 年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び
阿久根市公営企業会計決算に係る資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年8月2日に審査に付された令和4年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び阿久根市公営企業会計決算に係る資金不足比率並びに算定の基礎となる資料を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

令和4年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率
及び阿久根市公営企業会計決算に係る資金不足比率審査意見

1 審査の対象

- (1) 令和4年度阿久根市の決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 令和4年度阿久根市の決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年8月2日から同年9月1日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記した書類が適正に作成され、その計数は正確であるか、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、財政指標の計算に適切な算定要素が用いられているか、健全化判断比率等の算定に当たっては公正な判断が行われているかに主眼を置き審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(1) 実質赤字比率

(単位：%)

年 度	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和4年度	—	14.19	20.00
令和3年度	—	14.10	
令和2年度	—	14.25	

一般会計の実質収支額は5億3,064万7,000円の黒字であり、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

年 度	連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和4年度	—	19.19	30.00
令和3年度	—	19.10	
令和2年度	—	19.25	

一般会計及び特別会計の実質収支額は、一般会計が5億3,064万7,000円、国民健康保険特別会計（事業勘定）が2,584万円、国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）が21万5,000円、交通災害共済特別会計が176万1,000円、介護保険特別会計（事業勘定）が1億5,844万8,000円、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）が248万3,000円、後期高齢者医療特別会計が37万5,000円でいずれも黒字である。

また、法適用企業の水道事業会計は11億6,243万9,000円の剰余額があり、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

(単位：%)

年 度	実質公債費比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和4年度	6.8	25.0	35.0
令和3年度	6.7		
令和2年度	6.5		

一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、6.8%であり、早期健全化基準内である。

(4) 将来負担比率

(単位：%)

年 度	将来負担比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和4年度	—	350.0	/
令和3年度	—		
令和2年度	—		

地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき、実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率はマイナスとなり、本市が将来負担すべき実質的な負債がない状況を示している。

将来負担比率がマイナスとなる主な要因は、将来負担額に対し、充当可能財源等の額が上回るためである。

(5) 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率			経 営 健 全 化 基 準
	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	
水道事業会計 (法適用企業)	—	—	—	20.0

法とは、地方公営企業法である。

水道事業会計の資金不足比率は、事業費の規模に対する資金不足を示したものであるが、流動負債（企業債を引いた額）から流動資産（貸倒引当金を引いた額）を引いた資金不足額は△11億6,243万9,000円となり、資金不足はなく健全な状態で運営されている。

5 総合意見

令和4年度阿久根市歳入歳出決算に係る健全化判断比率及び阿久根市公営企業会計決算に係る資金不足比率に関する意見としては前述のとおりであり、全て早期健全化基準や経営健全化基準に触れるところもなく、歳入歳出に係る財政健全性は保たれている。